

公益財団法人防衛基盤整備協会装備移転支援業務規程を次のように定める。

令和6年2月26日

公益財団法人防衛基盤整備協会

理事長 鎌田昭良

## 公益財団法人防衛基盤整備協会 装備移転支援業務規程

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 助成業務
- 第3章 基金の管理等
- 第4章 照会・相談業務
- 第5章 秘密の保持
- 第6章 雜則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人防衛基盤整備協会（以下「当協会」という。）が、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「防衛生産基盤強化法」という。）第15条第1項の規定に基づき指定された指定装備移転支援法人として行う装備移転支援業務の適正な運営を図るため、これらに関する基本的な事項を定めることを目的とする。

#### (通則)

第2条 当協会が行う装備移転支援業務（基金の管理を含む）は、防衛生産基盤強化法その他の法令、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針（令和5年防衛省告示第216号）及び装備移転支援実施基準（防装庁（事）第353号。令和5年10月10日）に定められるもののほか、この規程の定めるところによる。

#### (定義)

第3条 この規程において使用する用語は、防衛生産基盤強化法において使用される用語の例による。

#### (実施体制)

第4条 当協会は、装備移転支援業務を実施する専任部署（以下「装備移転支援担当課」という。）として、第2事業部業務第4課を設置し、その部署に管理責任者として業務第4課長を配置するとともに、総括責任者として装備移転支援担当理事を置いて当該業務を総括させるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、業務の適正かつ確実な運用を図るため、装備移転支援担当課には業務第4課長のほかに常時装備移転支援業務に従事する職員を1人以上配置し、業務第4課長の指導監督の下、装備移転支援業務を行うものとする。

(事業計画等)

第5条 当協会は、防衛生産基盤強化法第19条第1項の規定により、毎事業年度、装備移転支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、事業年度開始の1月前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）防衛大臣に認可を申請するものとする。

- 2 当協会は、防衛生産基盤強化法第19条第3項の規定により、毎事業年度、装備移転支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に、防衛大臣に提出するものとする。
- 3 前2項の書類の作成に当たっては、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項に掲げる書類の公表は、当協会のホームページへの掲載により行うものとする。

(装備移転支援業務)

第6条 当協会は、防衛生産基盤強化法第15条第3項及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号。以下「施行規則」という。）第16条の規定により、装備移転支援業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 認定装備移転事業者が認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整（以下「助成事業」という。）を実施するために必要な資金に充てるための助成金の交付及びこれに附帯する業務（以下「助成業務」という。）
- (2) 装備移転仕様等調整に関する事項についての照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと並びにそれに附帯する業務（以下「照会・相談業務」という。）
- 2 当協会は、装備移転支援業務の全部又は一部を第三者に委託してはならないものとする。

## 第2章 助成業務

(交付の目的)

第7条 助成金は、防衛生産基盤強化法第15条第3項第1号の規定により、助成事業を行うために必要な資金に充てるため交付することにより、装備移転の円滑化に資することを目的とする。

(交付先及び申請手続)

- 第8条 助成金は、認定装備移転事業者に対し、その申請に基づいて交付する。
- 2 認定装備移転事業者は、前項の申請（以下「交付申請」という。）に際し、次のいずれにも該当しないことを誓約しなければならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次号において「暴力団員等」という。)

- (2) 法人等(法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。)でその役員のうちに暴力団員等があるもの、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の対象)

第9条 助成金は、助成事業を行うために必要な費用のうち、当該計画の実施期間において実際に発生したもの(以下「助成対象費用」という。)を交付の対象とする。

- 2 助成対象費用の区分及び助成金の額は、別表第1のとおりとする。  
3 当協会は、助成金の交付の対象に関して疑義を生じたときは、防衛省に協議するものとする。

(交付決定)

第10条 当協会は、交付申請があった場合には、これを審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、その交付の決定(以下「交付決定」という。)を行い、その旨を当該交付申請をした者に通知するものとする。

- 2 交付申請に係る書類が当協会に到達してから、当該交付申請に係る交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。  
3 交付決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 助成事業を行う事業者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならないこと。  
(2) 助成事業者は、交付決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合において、交付申請の取り下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に申し出なければならないこと。  
(3) 助成事業者は、助成事業の内容又は助成対象費用の区分ごとに配分された額の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当協会に申請し、その承認を受けなければならないこと。  
(4) 助成事業者は、助成事業の内容又は助成対象費用の区分ごとに配分された額の軽微な変更をするときは、当協会に届け出なければならないこと。  
(5) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、当協会に申請し、その承認を受けなければならないこと。  
(6) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について委託又は共同(以下「委託等」という。)により実施することを交付申請において明示し、当協会がこれを認めた場合にはこの限りではない。  
(7) 助成事業者は、前号ただし書きの規定により、助成事業の一部を委託等により実施する場合は、その実施に関し、委託等に係る相手方との契約を書面により締結しなければならないこと。

- (8) 助成事業者は、前号の契約を締結するときは、その事業の性質上、著しく困難又は不適当である場合を除き、一般競争（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）にいう一般競争をいう。）に付さなければならぬこと。
- (9) 助成事業者は、助成事業に関し、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）を締結しようとするときは、防衛省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を相手方としてはならないこと。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適当である場合は、当協会の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- (10) 助成事業者は、防衛省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者との間で助成事業に関し締結されている契約に関し、当協会から解除その他の必要な措置を講ずべき求めがあった場合は、その求めに応じなければならないこと。
- (11) 前2号及びこの号の規定は、助成事業者が締結する契約に関し、当該契約の相手方が他の契約を締結する場合に準用すること。この場合において、助成事業者は、当該他の契約においてこの規定が順守されるための必要な措置を講じなければならないこと。
- (12) 助成事業者は、助成事業の経理をこれ以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (13) 助成事業者は、予定された期間内に助成事業を完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに当協会に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (14) 助成事業者は、助成事業を完了するまでの間、毎年度、助成事業の実施の状況に関し、翌年度の4月30日までに当協会に報告しなければならないこと。
- (15) 助成事業者は、当協会が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、速やかに当協会に報告しなければならないこと。
- (16) 助成事業者は、助成事業を完了した日から起算して1月を経過した日（当該助成事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受けた日から起算して1月を経過した日）又は助成事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、助成事業の実績に関し、当協会に報告しなければならないこと。
- (17) 助成事業者は、当協会が、助成事業の適正な遂行のため必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならないこと。
- (18) 助成事業者は、当協会が、前号の実地調査を行う場合において、助成事業の適正な遂行のために必要な範囲において防衛省の職員を立ち会わせようとするときは、これに応じなければならないこと。
- (19) 助成事業者は、当協会が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めなければならないこと。
- (20) 助成事業者は、当協会が、助成事業に係る実施の状況又は実績の報告の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当協会

の指示に従わなければならないこと。

- (2 1) 助成事業者は、当協会が助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、当協会が指定する期日（以下「納付期日」という。）までに返還しなければならないこと。
- (2 2) 助成事業者は、助成金の返還の請求を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還しなければならないこと。
- (2 3) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならないこと。
- (2 4) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産又は成果（以下「取得財産等」という。）であって当協会の定めるもの（以下「処分制限付取得財産等」という。）を、当協会の定める期間内に処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする）しようとする場合には、当協会に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (2 5) 助成事業者は、取得財産等について、善良な管理者の注意をもってこれを管理しなければならず、かつ、助成事業の完了後においても、助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (2 6) 助成事業者は、処分制限付取得財産等について、標示票を貼付し、管理台帳を備え、その管理の状況を明らかにしなければならないこと。
- (2 7) 助成事業者は、助成事業を完了するまでの間、毎年度、実施の状況に関する報告に併せ、処分制限付取得財産等の明細書を当協会に提出しなければならないこと。
- (2 8) 助成事業者は、助成事業を完了した日から起算して1月を経過した日（当該助成事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は助成事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告に併せ、処分制限付取得財産等の明細書を当協会に提出しなければならないこと。
- (2 9) 助成事業者は、処分制限付取得財産等の処分により収入を生じたときは、当該収入を当協会に報告し、当協会の請求に応じその収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付しなければならないこと。
- (3 0) 助成事業者は、助成事業の完了後、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、これを速やかに当協会に報告しなければならないこと。
- (3 1) 助成事業者は、助成金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、当協会の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継してはならないこと。
- (3 2) 助成事業者は、当協会が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて防衛省に対して提供することに同意しなければならないこと。
- (3 3) 助成事業者は、当協会又は防衛省が、実施状況の報告の要求、助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報告若しくは当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施しなければならないこと。
- (3 4) 前各号に定めるもののほか、助成金の適正な交付を行うために当協会が必要と認

めるもの。

(交付申請の取下げ)

第11条 当協会は、助成金の交付決定の通知を受けた者から前条第3項第2号として付した条件に基づき交付申請の取下げの申出があったときは、当該助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の内容等の変更)

第12条 当協会は、第10条第3項第3号として付した条件に基づく承認の申請があつた場合には、これを審査し、その内容が適正であると認めるときは、これを承認し、その旨を当該申請をした助成事業者に速やかに通知するものとする。

2 第10条第3項第4号の軽微な変更は、次のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするもの。
- (2) 助成事業の期間を変更しようとするもの。
- (3) 交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出するもの。
- (4) 交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の合計の10分の2を超えて流用するもの。

(中止又は廃止)

第13条 当協会は、第10条第3項第5号として付した条件に基づく承認の申請があつた場合には、これを審査し、その内容が適正であると認めるときは、これを承認し、その旨を当該申請をした助成事業者に速やかに通知するものとする。

(額の確定)

第14条 当協会は、第10条第3項第16号として付した条件に基づく実績報告があつた場合には、必要に応じ実地調査を行った上で、その内容が助成金の交付決定の内容(第12条第1項に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付決定に係る認定装備移転仕様等調整計画の範囲内において、交付すべき助成金の額を確定し、これを当該助成事業者に通知するものとする。

(支払)

第15条 助成金は、交付決定後、助成事業者に対し、その請求に基づいて原則として概算払いにより支払い、前条の規定による通知の後、これを精算するものとする。

(取得財産等の処分)

第16条 当協会は、第10条第3項第24号として付した条件に基づく承認の申請があつた場合には、これを審査し、その内容が適正であると認めるときは、これを承認し、その旨を当該申請をした助成事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の承認を受けなければならない取得財産等は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円以上の機械及び重要な器具とする。

3 第1項の承認を受けなければならない期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。なお、当協会が別に定める場合は、その期間とする。

(交付決定の取消)

第17条 当協会は、次のいずれかの場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 助成事業者が助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
  - (2) 助成事業者が交付決定の内容に違反した場合
  - (3) 助成事業者が交付決定に付された条件に違反した場合
  - (4) 助成事業者が法令に違反した場合
  - (5) 助成事業者が助成事業に関して不正又は虚偽の報告をした場合
  - (6) 助成事業者が第8条第2項の規定による誓約に違反した場合
  - (7) 防衛大臣が、認定装備移転仕様等調整計画の認定を取り消した場合
  - (8) 防衛大臣が、認定装備移転仕様等調整計画の変更を認定した場合
  - (9) 天災地変その他交付決定後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項第1号から第8号までに掲げるものについては、第14条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 当協会は、第1項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を速やかに助成事業者に通知するとともに、防衛省に報告するものとする。

(返還等)

第18条 当協会は、前条第1項（第7号及び第8号を除く。）の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

- 2 当協会は、前条第1項第7号又は第8号の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、請求する返還の額に関する防衛省からの指示に従って、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- 3 当協会は、第14条の規定により額の確定をした場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- 4 当協会は、前3項の規定により助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに助成事業者に通知するものとする。
- (1) 返還すべき助成金の額
  - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
  - (3) 返還期限
- 5 当協会は、助成事業者が、返還すべき助成金を前項第3号の返還期限までに返還しなかつたときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を請求するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う返還)

第19条 当協会は、第10条第3項第30号として付した条件に基づく報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(加算金の計算)

第20条 当協会は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 当協会は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その返還金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 当協会は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未返還額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未返還額は、その返還金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(監査)

第22条 当協会は、助成事業の適正かつ効率的な運営を確保するため必要があると認める場合には、定期又は臨時に、助成事業者の助成金に係る業務の処理について監査を実施するものとする。

2 監査は、書面により又は実地に行う。

3 監査を実施する者は、その実施に当たっては、関係者の意見を十分に徴し、かつ、助成事業者の業務の執行に支障を与えないよう努めるものとする。

### 第3章 基金の管理等

(基金の管理等)

第23条 当協会は、防衛生産基盤強化法第18条第1項に規定する基金（以下単に「基金」という。）について善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

2 当協会は、防衛生産基盤強化法第18条第4項の規定により、基金の運用に係る業務上の余裕金を運用するときは、次の方法により行うものとする。

(1) 国債の取得

(2) 銀行への預金

(3) 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補

填の契約があるもの

- 3 前項の基金の運用については、元本の償還の確実性及び認定装備移転事業者に対する適時かつ適切な支援が確保される方法により行うものとし、基金の運用によって生じた利子その他の収入金に相当する金額は基金に充てるものとする。
- 4 当協会は、防衛生産基盤強化法第20条及び第22条並びに施行規則第23条及び第24条の規定により、装備移転支援業務（基金に係る業務を除く。）、基金に係る業務及び当協会の行うその他の業務ごとに経理を区分して整理し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくものとする。
- 5 当協会は、防衛生産基盤強化法第18条第8項の規定により、毎事業年度終了後6月以内に、基金に係る業務に関する報告書を作成し防衛大臣に提出しなければならない。

#### 第4章 照会・相談業務

（照会・相談業務）

第24条 当協会は、照会・相談業務の実施に当たって、装備移転支援担当課に相談窓口を設置した上で、ホームページ等に連絡先を掲載し、装備移転仕様等調整を実施しようとする者の照会及び相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

#### 第5章 秘密の保持

（情報管理体制）

第25条 当協会は、保護すべき情報（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）第1に規定する「取扱い上の注意を要する文書等」及び同通達第8に規定する「注意電子計算機情報」並びにこれらの情報をを利用して作成される情報又はそれらを類推させる情報であって、指定装備移転支援法人に保護を求める情報として防衛省が指定したものをいう。以下同じ。）を適切に取り扱うため、第4条に規定する装備移転支援担当理事を装備移転支援業務に係る情報管理総括責任者とし、当該情報管理総括責任者に防衛省が定めた「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」を満たす体制と同等の体制を整備させなければならない。

- 2 当協会は、前項の規定によるほか、秘密情報（認定装備移転事業者の認定装備移転仕様等調整計画に記載された情報その他の装備移転支援業務の実施に伴い入手した情報のうち、企業情報等の対外的に公表されていないものをいう。以下同じ。）を適切に管理するため、情報管理総括責任者に秘密情報の管理のために必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 前二項の情報管理総括責任者は、装備移転支援業務に従事する役職員等（非常勤の職員等及び業務委託契約・業務提携契約等を締結した企業等に所属する者を含む。以下同じ。）及び役職員等であった者が、保護すべき情報及び秘密情報について、装備移転支援業務の遂行の目的以外に利用することのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。

## 第6章 雜則

### (装備移転支援業務規程の公表)

第26条 当協会は、防衛生産基盤強化法第17条第1項の規定によりこの規程（変更しようとするときは、その変更後のもの。本条において同じ。）について認可を受けたときは、遅滞なく、その装備移転支援業務規程をホームページへの掲載により公表するものとする。

### (様式)

第27条 この規程に定める手続のうち、別表第2の左欄に記載するものに関して用いる書類の様式は、同表の右欄に掲げるるものとする。

### (その他必要な事項)

第28条 この規程に定めるもののほか装備移転支援業務に関し必要な事項は、当協会が別に定めるものとする。

### 附則

この規程は、令和6年2月26日から適用する。

別表第1

助成対象費用の区分	助成対象費用の区分の内訳※ <sup>1</sup>		助成金の額
	費目（例示）	費目の内訳（例示）※ <sup>2</sup>	
認定装備移転事業者が 認定装備移転仕様等調整 計画に係る装備移転 仕様等調整を行うため に必要な右に例示する 費目その他の費目によ る費用（一般管理及び 販売費及び利子（概算 払の場合を除く。）を含 む。）	調査費	渉外調整費	当該計画の実施期間 において実際に発生 したもの額
		市場調査費	
	設計費	設計費	
		試作費	
		試作試験費	
	製造費	加工費	
		設備取得費	
	試験費	完成試験費	
		認証取得費	
		規格適合費	

※1：装備移転仕様等調整に関し、新たに発生するものに限る。

※2：費目の内訳（例示）の定義は、以下のとおり。

- 渉外調整費：装備移転が見込まれる相手国政府等との間の装備移転仕様等調整の検討に係る折衝・交渉に要する費用
- 市場調査費：現地専門企業の活用等を含む市場調査・調整に要する費用
- 設計費：設計図面、作業指示書等の作成に要する費用
- 試作費：試作品の製作に要する費用
- 試作試験費：試作品の試験・評価に要する費用
- 加工費：設計図面等に基づき、納品物の製造に要する費用
- 設備取得費：製造に必要な設備等の固定資産の取得に要する費用
- 完成試験費：完成品の機能・性能の試験・評価に要する費用
- 認証取得費：耐空証明等の認証の取得に要する費用
- 規格適合費：国際標準規格への適合に要する費用

別表第2

手 続	様 式
第8条第1項の規定による交付申請	別記様式第1
第8条第2項の規定による誓約	別記様式第2
第10条第1項の規定による交付決定の通知	別記様式第3
第10条第3項第2号として付した条件に基づく交付申請の取下げの申出	別記様式第4
第10条第3項第3号として付した条件に基づく助成事業の内容等の変更の承認の申請	別記様式第5
第10条第3項第4号として付した条件に基づく助成事業の内容等の軽微な変更の届出	別記様式第6
第10条第3項第5号として付した条件に基づく助成事業の中止又は廃止の承認の申請	別記様式第7
第10条第3項第9号として付した条件に基づく契約の承認の申請	別記様式第8
第10条第3項第13号として付した条件に基づく助成事業の実施が困難な場合等の報告	別記様式第9
第10条第3項第14号として付した条件に基づく実施状況に関する毎年度の報告	別記様式第10
第10条第3項第15号として付した条件に基づく実施状況に関する随時の報告	別記様式第11
第10条第3項第16号として付した条件に基づく助成事業の実績の報告	別記様式第12
第10条第3項第24号として付した条件に基づく取得財産等の処分の承認の申請	別記様式第13
第10条第3項第29号として付した条件に基づく取得財産等の処分による収入の報告	別記様式第14
第10条第3項第30号として付した条件に基づく消費税等に係る仕入控除税額の報告	別記様式第15
第12条第1項の規定による助成事業の内容等の変更の承認の通知	別記様式第16
第13条の規定による助成事業の中止又は廃止の承認の通知	別記様式第17
第14条の規定による助成金の額の確定の通知	別記様式第18
第15条の規定による精算払の請求	別記様式第19
第15条の規定による概算払の請求	別記様式第20
第16条第1項の規定による取得財産等の処分の承認の通知	別記様式第21
第17条第3項の規定による交付決定の取消しの通知	別記様式第22
第17条第3項の規定による交付決定の取消しの報告	別記様式第23
第18条第1項、第2項又は第3項の規定による助成金の返還の請求	別記様式第24

(別記様式第1)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○○ ○○ 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために  
必要な資金に充てるための助成金に係る交付申請書

装備移転支援業務規程第8条第1項の規定に基づき、上記助成金の交付について、下記のとおり、助成金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

1 関係する装備移転仕様等調整計画名

2 認定された装備移転仕様等調整の目的及び内容  
別紙 助成事業計画書のとおり

3 助成事業に要する経費

(1) 助成事業に要する費用総額 円（税込み）

(2) 助成対象費用 円（税抜き）

(3) 助成金交付申請額 円（税抜き）

4 助成事業の実施予定期間

令和〇年〇月〇日～令和△年△月△日

【添付書類】

- (1) 助成事業計画・助成金交付申請書
- (2) 関係する認定装備移転仕様等調整計画の写し
- (3) その他防衛大臣が必要と認める書類（定款の写し、登記事項証明書、従事者名簿、最近3か年の事業計画書及び財務諸表、助成事業に要する費用の積算根拠となる資料（見積書等）等
- (4) 誓約書

以上

## 助成事業計画・助成金交付申請書

1 助成事業計画名：【〇〇〇〇〇に係る装備移転仕様等調整のための助成事業計画】

2 申請者の概要等

## (1) 申請者の概要

法人番号：			
商号又は名称：	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (カナ ●●●●●●●●●)		
法人代表者氏名：	□□	□□	(カナ ■■■■■■■■■■)
(役職：	)		
本社所在地：	郵便番号 □□—□□□□□		
電話番号：	FAX番号：		
Webページ：			
資本金・出資金（円単位）	円	従業員数：	人
創業・設立日：	（西暦）	年	月
主たる業種（日本標準産業分類 中分類）：	コード( )、名称( )		
助成事業の実施場所			
□本社所在地と同一	□本社所在地と異なる（→こちらをチェックした場合は以下に記入）		
所在地：	郵便番号 □□—□□□□□		
事業所名：			
電話番号：	FAX番号：		
担当者：氏名：	[所属・役職： ]		
電話番号：	、メールアドレス：		

## (2) 役員一覧（監査役を含む）

役職名	氏名	フリガナ	生年月日（西暦）	会社名 (他社と兼務の場合)
				【 】
				【 】

(注) 兼業する他社が大企業の場合、【 】内に○を付してください。

## (3) 経営状況（最近2期分の実績）

	年　月～　年　月	年　月～　年　月
① 売上高		
② 経常利益		
③ 税引後当期利益		

### 3 事業内容

#### (1) 対象となる認定装備品仕様等調整計画名等

申請の基となる認定 装備移転仕様等調整 計画	名 称： 認定番号： 認定日：
------------------------------	-----------------------

#### (2) 認定装備移転仕様等調整計画を実施するための助成事業の具体的な内容

本事業において、認定された装備移転仕様等調整計画において求められている仕様等調整を遂行するために実施する具体的な取組の内容について記載してください。

(ただし、認定装備品仕様等調整計画において具体的な取組の細部が記載してある場合は、本項の記載は不要ですので、ご相談ください。)

- 例えば、外国政府との調整、試作品の製造及び試験、製造ラインの追加・変更、製造品の試験、認定の取得等につき、内容がわかるように記載してください。
- 上記取組のために事業期間内に導入する設備や機械装置等があればその名称、型番、取得時期についてのスケジュールも記載してください。必要に応じて図表や写真等を用いて具体的かつ詳細に記載してください。)
- ただし、公表して支障のあるノウハウや知的財産等を含む内容は記載しないでください。

### 4 費用明細表

別添のとおり（様式は別添様式による）

### 5 概算払い（要望する場合に記載）

費用区分（注）	内 容（注）	要望金額

（注）費用区分及び内容は「4 費用明細表」の記載内容による。

【要望する理由】

### 6 資金調達内訳

〈事業全体に要する費用調達一覧〉

区 分	事業に要する費用（円）	資金の調達先
自己資金		
助成金交付申請額		
借 入 金		
そ の 他		
合 計 額		

＜助成金を受けるまでの資金＞

区分	事業に要する費用（円）	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
合計額		

【国際競争入札・契約等が見込まれる時期：

】

(注)

- 1 国際競争入札等のため外国政府への装備移転が契約等により確定していない場合については、国際競争入札等の実施までに必要な資金と契約等成立後に必要となる資金とを分けて記載してください（必要に応じて上表を追加してください）。その場合には入札・契約等が見込まれる時期を上記の該当欄に記載してください。
- 2 「借入金」について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を「資金の調達先」欄に合わせて記載してください。

○経理担当者の役職名・氏名：\_\_\_\_\_

○連絡先： 電話\_\_\_\_\_ メールアドレス\_\_\_\_\_

## 費用明細表

(単位：円)

費用区分 (費目・細目)	内 容	(A) 事業に要する費用 (税込み)	(B) 助成対象費用 (税抜き)	(C) 助成金交付申請額	(D) 算基 〔(A) の内訳(機械装置 名、単価×数量等)〕

(注) 費用区分は、装備移転支援業務細則に定める助成対象基準による。

(別記様式第2)

## 誓 約 書

○○○○○○○○は、装備移転支援業務規程第8条第2項の規定に基づき、下記事項について誓約致します。

### 記

当社は、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）
- (2) 法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）でその役員のうちに暴力団員等があるもの、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

令和〇年〇月〇〇日

名 称：○○○○○○○○○○  
住 所：○○○○○○○○○○○○

代表者：                         印

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会 御中

(別記様式第3)  
決定通知第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

認定装備移転事業者  
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)  
代表者 〇〇〇〇 殿

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 〇〇 〇〇 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために  
必要な資金に充てるための助成金交付決定通知書

指定装備移転支援法人たる公益財団法人防衛基盤整備協会が、装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金（以下「助成金」という。）について、貴殿より申請がありました内容を精査いたしましたところ、装備移転支援業務規程第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 助成金の交付の対象となる事業の内容は、「装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金に係る交付申請書」（令和〇年〇月〇日付け）（以下「交付申請書」という）記載のとおりとする。

2 助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金交付決定額は、次のとおりとする。

助成事業に要する費用	円（税込み）
助成対象費用	円（税抜き）

助成金交付決定額	円（税抜き）
----------	--------

※助成事業実施期間は、『下記アから下記イまで』とする。

ア) 交付決定年月日 令和〇年〇月〇日  
イ) 完了期限日（例：令和●年●月●日）

3 助成対象費用の配分及び配分された経費に対する助成金の額の区分は、交付申請書記載のとおりとする。

4 助成事業を行う事業者（以下「助成事業者」という。）は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「法」という。）、関係政省令、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針（令和5年防衛省告示第216号）その他関係規程（以下「法令等」という。）のほか、装備移転支援業務規程（以下

「業務規程」という。)に定めるところに従うこと。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、助成事業実施期間中及び助成事業終了後において次の措置が講じられる場合があるので留意すること。

- (1) 助成金の交付決定の取り消し、助成金等の返還又は加算金の納付
- (2) 法の規定による罰則
- (3) 相当の期間助成金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
- (4) 防衛省が所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 認定装備移転事業者の名称及び不正の内容の公表

## 5 助成事業者は、次に掲げる条件に従うこと。

- (1) 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならないこと。
- (2) 助成事業者は、交付決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合において、交付申請の取り下げをしようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から20日以内に申し出なければならないこと
- (3) 助成事業者は、助成事業の内容又は助成対象費用の区分ごとに配分された額を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、当協会に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 助成事業者は、助成事業の内容又は助成対象費用の区分ごとに配分された額の軽微な変更をするときは、当協会に届け出なければならないこと。
- (5) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、当協会に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (6) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について委託又は共同(以下「委託等」という。)により実施することを交付申請において明示し、当協会がこれを認めた場合にはこの限りではない。
- (7) 助成事業者は、前号ただし書きの規定により、助成事業の一部を委託等により実施する場合は、その実施に関し、委託等に係る相手方との契約を書面により締結しなければならないこと。
- (8) 助成事業者は、前号の契約を締結するときは、その事業の性質上、著しく困難又は不適当である場合を除き、一般競争(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)にいう一般競争をいう。)に付さなければならないこと。
- (9) 助成事業者は、助成事業に関し、売買、請負その他の契約(契約金額が100万円未満のものを除く。)を締結しようとするときは、防衛省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を相手方としてはならないこと。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適当である場合は、当協会の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができること。
- (10) 助成事業者は、防衛省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者との間で助成事業に関し締結されている契約に関し、当協会から解除その他の必要な措置を講すべき求めがあった場合は、その求めに応じなければならないこと。
- (11) 前2号及びこの号の規定は、助成事業者が締結する契約に関し、当該契約の相手方が他の契約を締結する場合に準用すること。この場合において、助成事業者は、当該他の契約において

てこの規定が順守されるための必要な措置を講じなければならないこと。

- (1 2) 助成事業者は、助成事業の経理をこれ以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならないこと。
- (1 3) 助成事業者は、予定された期間内に助成事業を完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに当協会に報告し、その指示を受けなければならぬこと。
- (1 4) 助成事業者は、助成事業を完了するまでの間、毎年度、助成事業の実施の状況に関し、翌年度の 4 月 30 日までに当協会に報告しなければならないこと。
- (1 5) 助成事業者は、当協会が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、速やかに当協会に報告しなければならぬこと。
- (1 6) 助成事業者は、助成事業を完了した日から起算して 1 月を経過した日（当該助成事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受けた日から起算して 1 月を経過した日）又は助成事業を完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、助成事業の実績に関し、当協会に報告しなければならぬこと。
- (1 7) 助成事業者は、当協会が、助成事業の適正な遂行のため必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならないこと。
- (1 8) 助成事業者は、当協会が、前号の実地調査を行う場合において、助成事業の適正な遂行のために必要な範囲において防衛省の職員を立ち会わせようとするときは、これに応じなければならないこと。
- (1 9) 助成事業者は、当協会が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めなければならないこと。
- (2 0) 助成事業者は、当協会が、助成事業に係る実施の状況又は実績の報告の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当協会の指示に従わなければならないこと。
- (2 1) 助成事業者は、当協会が助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、当協会が指定する期日（以下「納付期日」という。）までに返還しなければならぬこと。
- (2 2) 助成事業者は、助成金の返還の請求を受けたときは、助成金の受領の日から納付のまでの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還しなければならぬこと。
- (2 3) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付のまでの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならぬこと。
- (2 4) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産又は成果（以下「取得財産等」という。）であつて当協会の定めるもの（以下「処分制限付取得財産等」という。）を、当協会の定める期間内に処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするなどをいう。）しようとする場合には、当協会に申請し、その承認を受けなければならぬこと。

- (25) 助成事業者は、取得財産等について、善良な管理者の注意をもってこれを管理しなければならず、かつ、助成事業の完了後においても、助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (26) 助成事業者は、処分制限付取得財産等について、標示票を貼付し、管理台帳を備え、その管理の状況を明らかにしなければならないこと。
- (27) 助成事業者は、助成事業を完了するまでの間、毎年度、実施の状況に関する報告に併せ、処分制限付取得財産等の明細書を当協会に提出しなければならないこと。
- (28) 助成事業者は、助成事業を完了した日から起算して1月を経過した日（当該助成事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は助成事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告に併せ、処分制限付取得財産等の明細書を当協会に提出しなければならないこと。
- (29) 助成事業者は、処分制限付取得財産等の処分により収入を生じたときは、当該収入を当協会に報告し、当協会の請求に応じその収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付しなければならないこと。
- (30) 助成事業者は、助成事業の完了後、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、これを速やかに当協会に報告しなければならないこと。
- (31) 助成事業者は、助成金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、当協会の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継してはならないこと。
- (32) 助成事業者は、当協会が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて防衛省に対して提供することに同意しなければならないこと。
- (33) 助成事業者は、当協会又は防衛省が、実施状況の報告の要求、助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報告若しくは当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施しなければならないこと。
- (34) 前各号に定めるもののほか、助成金の適正な交付を行うために当協会が必要と認めるもの。

6 上記のほか、本事業の実施に当たっては、当協会の指示に従うこと。

(別記様式第4)

令和 年 月 日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○○○○ 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名）印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金の交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定された助成事業について、装備移  
転支援業務規程第10条第3項第2号として付された条件の規定に基づき、下記の理由により交付申  
請を取り下げます。

記

取下げの理由：

以上

(注) 本様式は、日本工業規格A4判としてください。

(別記様式第5)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○○ ○○ 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金に係る助成事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定された上記の助成事業  
の内容を下記のとおり変更したいので、装備移転支援業務規程第10条第3項第3号とし  
て付された条件の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 対象となる助成事業計画名及びその基となる装備移転仕様等調整計画名

2 変更の内容

3 変更の理由

4 変更後の助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の配分額  
別紙 新旧対照表のとおり

添付： 変更後の交付申請書（助成事業計画書を含む）

（注1）変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入してください。

（注2）本様式は、日本工業規格A4版としてください。

（注3）以下のいずれにも該当しない場合には、軽微な変更となるので、装備移転支援業務規程の別記様式第6を使用して指定装備移転支援法人に当該変更を届け出してください。

- ① 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするもの。
- ② 助成事業の期間を変更しようとするもの。
- ③ 交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目ごとの配分を超えて支出するもの。
- ④ 交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の合計の10分の2を超えて流用するもの。

（注4）上記4「助成事業に要する経費、助成対象費用費用及び助成金の配分額」についての変更がない場合は別紙の＜費用明細表＞の添付提出は不要です（上記4の欄には「変更なし」とご記入ください。）

(別記様式第5—別紙 (新旧対照表))

費用明細表

【事業者名】

】

(単位：円)

費用区分 (費目・細目)	内 容	変更前(交付決定前)		変更後		(D) 税算基礎 [(A)の内訳(機械 装置名、単価×数量 等)]
		(A) 事業に要する 費用(税込み)	(B) 助成対象費用 (税抜き)	(C) 助成金交付 申請額	(B) 助成対象費用 費用(税込み) (税抜き)	

(注) 費用区分は、設備移転支援業務細則に定める助成対象基準による。

(別記様式第6)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○○ ○○ 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金に係る助成事業計画軽微変更届出書

令和 年 月 日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定された上記の助成事業  
の内容を下記のとおり変更したいので、装備移転支援業務規程第10条第3項第4号とし  
て付された条件の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 対象となる助成事業計画名及びその基となる装備移転仕様等調整計画名

2 変更の内容

3 変更の理由

4 変更後の助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の配分額  
別紙 新旧対照表のとおり

添付： 変更後の交付申請書（助成事業計画書を含む）

（注1）変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入してください。

（注2）本様式は、日本工業規格A4版としてください。

（注3）以下のいずれかに該当する場合には、装備移転仕様等調整計画の変更認定申請を必要とするので留意  
してください。

- ① 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするもの。
- ② 助成事業の期間を変更しようとするもの。
- ③ 交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目ごとの配分を超えて支出するもの。
- ④ 交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の合計の10分の2を超えて流用するもの。

（注4）上記4「助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の配分額」についての変更がない場合は別  
紙の＜費用明細表＞の添付提出は不要です（上記4の欄には「変更なし」とご記入ください。）

# 費用明細表

【事業者名】

(別記様式第6—別紙(新旧対照表))

】

(単位:円)

費用区分 (費目・細目)	内 容	変更前(交付決定前)		変更後		(D) 算算基礎 [(A) の内訳(機械 装置名、単価×数量 等)]
		(A) 事業に要する 費用(税込み)	(B) 助成対象費用 (税抜き)	(C) 助成金交付 申請額	(B) 助成対象費用 (税抜き)	

(注) 費用区分は、設備移転支援業務細則に定める助成対象基準による。

(別記様式第7)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長　〇〇〇〇 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金に係る助成事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定された上記の助成事業  
を下記のとおり中止（廃止）したいので、装備移転支援業務規程第10条第3項第5号と  
して付された条件の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 対象となる助成事業計画名及びその基となる装備移転仕様等調整計画名

2 中止（廃止）の理由

※中止（廃止）の理由（内容）は、できるだけ詳細に記載してください。

3 中止の期間

※中止の場合はその期間を記載してください。

(注) 本様式は、日本工業規格A4版としてください。

(別記様式第8)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長　〇〇〇〇　殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名　　称（団体名、代表者の役職及び氏名）印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金に係る助成事業の実施のための特定事業者との  
契約締結承認申請書

令和　　年　　月　　日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定された上記の助成事業  
を遂行する上で必要なことから、下記のとおり契約を締結したいので、装備移転支援業務  
規程第10条第3項第9号として付された条件の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 対象となる助成事業計画名及びその基となる装備移転仕様等調整計画名

2 契約の相手方となる事業者

（1）名称：

（2）補助金交付停止措置又は指名停止措置の状況  
(措置の理由となった事象、措置の内容)

（3）（2）の措置の実施期間：

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

3 締結する契約の内容

4 契約が必要な理由

※契約が必要な理由は、できるだけ詳細に記載してください。

(注) 本様式は、日本工業規格A4版としてください。

(別記様式第9)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○〇〇〇 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金に係る助成事業完了困難等報告書

令和 年 月 日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定された上記の助成事業  
の遂行状況について、装備移転支援業務規程第10条第3項第13号として付された条件  
の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 対象となる助成事業計画名及びその基となる装備移転仕様等調整計画名

2 助成事業の実施状況

次のいずれかをチェックされたい。

- ①助成事業を完了させることができないと見込まれる状況にある。  
②助成事業の遂行が困難となった状況にある。

【上記の状況となった理由】

(注) 具体的に記述してください。

### 3 助成事業の遂行状況

区 分	助成対象 事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考	
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		
	円	円	%	円			

(注1) ( ) 内は、該当するものを記載すること。

(注2) 助成事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注) 本様式は、日本工業規格A4版としてください。

(別記様式第10)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長　〇〇〇〇 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金に係る助成事業遂行状況等報告書

令和 年 月 日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定された上記の助成事業  
の遂行状況について、装備移転支援業務規程第10条第3項第14号として付された条件  
の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 対象となる助成事業計画名及びその基となる装備移転仕様等調整計画名

2 助成事業の実施状況

（注1）具体的に記述してください。

（注2）当初のスケジュールに対して遅延しているか否かについて記述してください。遅延している場合は  
その理由を記述してください。

3 費用の支出状況

別紙のとおり。

（注）本様式は、日本工業規格A4版としてください。

# 費用明細表

【事業者名】

(別記様式第10—別紙)

(単位：円)

費用区分 (費目・細目)	内 容	交付決定された金額		現在までに執行された経費の状況		(D) 算定基礎 [(A) の内訳 (機械 装置名、単価×数量 等)]
		(A) 事業に要する 費用 (税込み)	(B) 助成対象費用 (税抜き)	(C) 助成金交付 申請額	(A) 事業に要する 費用 (税込み)	

(注) 費用区分は、設備移転支援業務細則に定める助成対象基準による。

(別記様式第11)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○〇〇〇 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金に係る助成事業遂行状況等（随時）報告書

令和 年 月 日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定された上記の助成事業  
の遂行状況について、装備移転支援業務規程第10条第3項第15号として付された条件  
の規定に基づき下記のとおり報告します。

#### 記

1 対象となる助成事業計画名及びその基となる装備移転仕様等調整計画名

2 助成事業の実施状況

（注1）具体的に記述してください。

（注2）当初のスケジュールに対して遅延しているか否かについて記述してください。遅延している場合は  
その理由を記述してください。

3 費用の支出状況

別紙のとおり。

（注）本様式は、日本工業規格A4版としてください。

# 費用明細表

【事業者名】

】

(別記様式第11—別紙)

(単位：円)

費用区分 (費目・細目)	内 容	交付決定された金額			現在までに執行された経費の状況			(D) 算算基礎 [(A) の内訳 (機械 装置名、単価×数量 等)]
		(A) 事業に要する 費用 (税込み)	(B) 助成対象費用 (税抜き)	(C) 助成金交付 申請額	(A) 事業に要する 費用 (税込み)	(B) 助成対象費用 (税抜き)	(C) 助成金交付 申請額	

(注) 費用区分は、設備移転支援業務細則に定める助成対象基準による。

(別記様式第12)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○〇〇〇 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金に係る助成事業実績報告書

上記助成事業を令和 年 月 日付けで完了したので、装備移転支援業務規程第10条第3項第16号として付された条件の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 交付決定 令和〇年〇〇月〇〇日付け決定通知第〇〇号
- 2 事業計画の変更 令和〇年〇〇月〇〇日付け承認通知第●●号（該当する場合に記入）
- 3 事業実施期間 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日
- 4 助成金交付決定額 円（税抜き）
- 5 概算払受領年月日 令和〇年〇〇月〇〇日 （該当する場合に記入）
- 6 概算払受領済額 円（税抜き）（該当する場合に記入）
- 7 助成事業に要した費用 円（税抜き）
- 8 助成対象費用 円（税抜き）
- 9 助成金の額 円（税抜き）
- 10 事業の実績報告  
別紙のとおり

（注）本様式は、日本工業規格A4版としてください。

助成事業実績報告書

<p>1 助成事業計画名及びその基となる装備移転仕様等調整計画名 (※ 助成金交付申請書と同じ名称を記載してください。)</p>
<p>2 事業実施期間 開始： 令和 年 月 日 完了： 令和 年 月 日</p>
<p>3 助成事業の主たる実施場所 (※助成事業を行った主たる場所の住所・事業所名を記載してください。) 住所 (〒 一 )</p>
<p>事業所名</p>
<p>4 実施した装備移転仕様等調整の概要とその成果 (100文字程度) (※ 成果として、対象となる防衛装備品の移転の実現が期待される対象国、実施時期、数量を記載してください) (※ 技術的課題とその解決について取り組んだ内容を含めて具体的に記載してください)</p>
<p>5 実施した助成事業の具体的内容とその成果 (1) 実施した事業の内容及び得られた成果 (※ 仕様等調整を遂行するために実施した具体的な取組の内容（例えば、外国政府との調整、試作品の製造及び試験、製造ラインの追加・変更、製造品の試験、認定の取得等）につき、内容がわかるように具体的に記載してください）</p>
<p>(2) 購入した機械装置等 ① 機械装置等名 ② 活用方法</p>
<p>(3) 試作品の開発（設備投資だけでなく、試作開発等を行った場合の内容） ① 試作品・サービス等の名称 ② 内容</p>

(4) 導入した技術等の内容（※技術導入費を計上した場合）

- ① 導入した技術名等
- ② 知的財産権等の種類  
特許権、実用新案権、意匠権、商標権  
国際規格認証（ ）

(5) 外注事項の内容

- ① 外注先（名称）：  
(住所： )
- ② 外注内容：
  
  
  
- ③ 契約日：

(6) 知的財産権等の取得

（※ 助成事業実施中の知的財産権等関連経費支出による取得等の有無、今後の取得可能性につき記載してください）

- ① 取得技術名等：
- ② 知的財産権等の種類  
特許権、実用新案権、意匠権、商標権  
国際規格認証（ ）  
その他（具体的に ）
- ③ 取得に関する責任者の団体名・役職名及び氏名（弁理士の場合は登録番号及び氏名）
  
  
- ④ 取得に要した経費の総額・支払方法及び期日  
総額 円（税抜き）
- ⑤ 取得技術の概要

6 助成事業の実施の派生効果として期待される内容（関連技術力の向上、新たな製品の企画・開発、生産ラインの他製品への転用、新規顧客の開拓、従業員の能力向上等）があれば具体的に記載してください。

（※ 助成事業の成果が寄与すると想定している具体的な装備品、対象国及び市場規模等があれば記載してください）

7 実施した事業の成果に係る無償譲渡・無償貸与・無償供与及びテスト販売の状況

(※ 成果である試作品等の無償譲渡・無償貸与・無償供与を行った又は行う予定がある場合は、具体的な譲渡・貸与先及びその目的を記載してください)

(※ テスト販売を行った又は行う予定がある場合は、具体的な販売先及び目的や内容等を記載してください)

8 その他特記事項

(様式第12の別紙2)

<費目別支出明細書>

【経費区分：】

【事業者名：】

管理 No	支払 年月日	支払先	内容及び仕様等 詳細	数量	単位	単価 ( )	助成事業に要した 費用（支払額）		助成対象 費用 (税抜)
							税込み	税抜き	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
合 計									

(注1) 支出明細は機械装置費など「費用区分」別に記入のこと。

(注2) 管理No.ごとに証拠書類を整備してください。

(注3) 単価の項目には、税込み又は税抜きの別を記入してください。

(注4) 本様式は、日本工業規格A4版としてください。

費用明細表

【事業者名】

】

(別記様式第1.2の別紙3)

(単位：円)

費用区分 (費目・細目)	内 容	予 走 総額 (交付決定額又は変更承認額)	(A) 事業に要する 費用 (税込み)	(B) 助成対象費用 (税抜き)	(C) 助成金交付 申請額	(A) 事業に要した 費用 (税込み)	(B) 助成対象費用 (税抜き)	(C) 助成金交付 申請額	(D) 算定基礎 [(A) の内訳 (機械 装置名、単価×数量 等)]

(注) 費用区分は、別紙第2 助成対象基準による。

(別記様式第13)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○〇〇〇 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

### 取得財産等処分承認申請書

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、装備移転支援業務規程第10条第3項第24号として付された条件の規定に基づき、下記のとおり申請するとともに、所定の計算式により算出した収入を納付いたします。

#### 記

##### 1. 取得財産の品目及び取得年月日

品 目 : ○〇〇〇 ※実績報告書提出時の「取得財産等管理台帳」より今回処分する機械・設備を抜粋  
取得年月日 : 年 月 日

##### 2. 見積額及び残存簿価相当額

(1) 見 積 額 円（税抜き）  
(2) 残存簿価相当額 円（税抜き）

※目的外使用による処分等で見積額を算出できない場合は(1)は不要

※見積書を3者以上徴取した場合は、(1)に最も高い見積額を記載する

##### 3. 取得価額及び処分価額

取得価額 : 円（税抜き）※補助金で購入した処分する機械・設備の金額を記載  
処分価額 : 円（税抜き）※見積額、残存簿価相当額等のいずれか高い額  
又は見積書を3者以上徴取した場合は、高い見積額を記載

##### 4. 納付金額

△△△△円（税抜き）

##### 5. 処分の方法

(例) 廃棄

## 6. 処分の理由

(例) 本品は一次試作品であり、本品を改良し、二次試作品を完成させた。しかしながら、本品は非常に大きな装置（サイズ 縦○×横○×高さ○）であり、一次試作品は保管スペースの確保が困難である。そのため、廃棄処分することとしたい。

### (添付書類)

- ・処分価額の積算資料（残存簿価相当額の確認ができる資料、有償譲渡等による処分を行う場合は、見積書も添付すること。）
- ・納付金額の積算資料

(注) 本様式は、日本工業規格A4判としてください。

(別記様式第14)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○○○○ 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）

名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

## 装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金に係る財産処分に伴う納付報告書

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金に係る財産処分に伴う納付金について、装備移転支援業務規程第10条第3項第29号として付された条件の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 納付の理由： 装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金で取得した財産を処分（〇〇〇〇）した結果、収入がある（ことが見込まれる）ため

2 助成金確定額 円（税抜き）

3 納付金額 円（税抜き）

4 納付口座

名義	公益財団法人防衛基盤整備協会
(フリガナ)	(コエキザイバンホウジンボウエイバンセイヒョウカイ)
金融機関名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
支店名	□□□□□□
口座種類	当座預金
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

5 給付日 令和 年 月 日

※ 本様式は、日本工業規格A4判としてください。

(別記様式第15)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○〇〇〇 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定の通知があった上記助成  
金について、装備移転支援業務規程第10条第3項第30号として付された条件の規定に基  
づき、下記のとおり報告します。

記

1 助成金確定額 円  
(令和 年 月 日付け第〇〇号文書である助成金確定通知書の通知額)

2 助成金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

4 助成金返還相当額（3—2） 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（助成事業に要した費用に係る消費税及び地方消費税  
相当額の金額について、助成金相当額を助成金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。）

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳

5 当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載する  
こと。

(別記様式第16)  
承認通知第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

認定装備移転事業者  
(○○○○○○○○○○○○○○)  
代表者 ○○○○ 殿

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○○ ○○ 印省略可

## 装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金に係る助成事業の内容等の変更承認通知書

(別記様式第17)  
承認通知第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

認定装備移転事業者  
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)  
代表者 〇〇〇〇 殿

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 〇〇 〇〇 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金に係る助成事業の中止（廃止）承認通知書

令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号文書をもって承認申請のありました標記事業の中止（廃止）については、装備移転支援業務規程第13条の規定に基づき、これを承認することとしたので通知します。

(別記様式第18)  
確定通知第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

認定装備移転事業者  
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)  
代表者 〇〇〇〇 殿

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 〇〇〇〇 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために  
必要な資金に充てるための助成金確定通知書

令和〇年〇月〇日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定された上記助成金については、  
令和〇年〇月〇日付け第〇〇号文書をもって提出された助成事業実績報告書により、装備移  
転支援業務規程第14条の規定に基づき、下記のとおり確定したので、通知します。

【既に一部の助成金が交付されている場合】併せて、既に交付した助成金〇〇〇〇円との差額●●  
●●円が精算額として支払われますので通知します。

【既に助成金確定額を超える助成金が交付されている場合】併せて、既に交付した助成金〇〇〇〇  
円との差額●●●●円の返還を求めますので通知します。返還の期限は、この通知の日から20日  
とし、下記の口座に振り込み願います。

記

1 助成金確定額及び精算額（返納額）は、次のとおりとする。

助成金交付決定額 円（税抜き）

助成金確定額 円（税抜き）

概算払済額 円（税抜き）（該当する場合記入）

精算額 円（税抜き）

（※ 概算払を行い、助成金の返納を求める場合は「精算額」を「返納額」とします。）

【返納額がある場合の振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義】

送金口座 名義：

（フリガナ ）

金融機関名

（フリガナ ）

支店名

口座種別

口座番号

(別記様式第19)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○〇〇〇 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金に係る助成金精算払請求書

令和 年 月 日付け確定通知第〇〇号をもって助成金額の確定がなされた上記  
助成金について、装備移転支援業務規程第15条の規定に基づき精算を行い、下記のとおり請求します。

記

1 助成金精算払請求額 円（税抜き）

2 助成金額確定内容  
助成金交付決定額 円（税抜き）

助成金確定額 円（税抜き）

概算払受領済額 円（税抜き）

精算払請求額 円（税抜き）

3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義  
送金口座 名義：

（フリガナ ）

金融機関名 ）

（フリガナ ）

支店名

口座種別

口座番号

（注）本様式は、日本工業規格A4版としてください。

&lt;費用明細表&gt; (〇〇年〇月〇日現在)

【事業者名】

】

(単位：円) (

費用区分 (費目・細目)	内 容	助成対象事業費 (当初予定) 額 (A)	助成金(交付決定) 既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A-(B+C))	備 考

(注1) 費用区分は、装備移転支援業務細則に定める助成対象基準による。

(注2) 助成金により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。

(注3) 助成金の実態に応じて、必要な事項を追加することができます。

(注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(別記様式第20)  
令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○〇〇〇 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）  
名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な  
資金に充てるための助成金に係る助成金概算払請求書

令和 年 月 日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定の通知があった上記助成金について、装備移転支援業務規程第15条の規定に基づき、別紙を添えて下記のとおり概算払いによって交付されたく請求します。

【助成金交付申請書と併せて概算払請求書を提出する場合： 令和 年 月 日付け第〇〇号文書をもって交付申請を行った上記助成金の交付決定がなされる場合に、当該助成金について、装備移転支援業務規程第15条の規定に基づき、別紙を添えて下記のとおり概算払いによって交付されたく請求します。】

記

1 助成金概算払請求額 円（税抜き）

2 助成金支払等状況  
助成金交付決定額 円（税抜き）

既 受 領 額 円（税抜き）

今 回 請 求 額 円（税抜き）

残 額 円（税抜き）

3 概算払を必要とする理由

4 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義  
送金口座 名義：

（フリガナ）  
金融機関名  
（フリガナ）

支店名

口座種別

口座番号

(注) 本様式は、日本工業規格A4版としてください。

&lt;費用明細表&gt; (〇〇年〇月〇日現在)

【事業者名】

】

(単位：円)

費用区分 (費目・細目)	内 容	助成対象事業費 (当初予定)	助成金(交付決定 額) (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 領 (A—(B+C))	備 考

(注1) 費用区分は、装備移転支援業務基準による。

(注2) 助成金により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。

(注3) 助成金の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

(注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することができます。提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

**【助成金の交付申請と併せて助成金の概算払いを請求する場合】**

<費用明細表> (〇〇年〇月〇日現在)

【事業者名】

】

(単位：円)

費用区分 (費目・細目)	内 容	助成対象事業費 (当初予定)	助成金 (交付申請額) (A)	今回請求額 (B)	残額 (A-B)	備 考

(注1) 費用区分は、別紙第2 助成対象基準による。

(注2) 助成金により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。

(注3) 助成金の実態に応じて、必要な事項を追加することができます。

(注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することができます。提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(別記様式第21)  
令和〇年〇月〇日

認定装備移転事業者  
(○○○○○○○○○○○○○○)  
代表者 ○○○○ 殿

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○○○○ 印省略可

## 装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金に係る財産処分承認通知書

令和 年 月 日付け第〇〇号文書をもって申請のありました件については、装備移転支援業務規程第16条第1項の規定に基づき、これを承認することといたしましたので通知します。  
なお、財産処分を行った場合は、別紙様式の財産処分報告書を、下記の資料と併せてご提出ください。

記

- 1 財産処分に伴う収入額が記載された通帳（写）等
  - 2 撤去前の写真
  - 3 撤去後の写真

(参考) 財産処分後に提出が必要な書類

処 分 内 容	財産処分に伴う収入額が記載された通帳(写)等	撤去前の写真	撤去後の写真
目的外使用(場所を移動した場合)	×	○	○
目的外使用(場所を移動しなかった場合)	×	×	×
譲渡(有償)	○	○	○
譲渡(無償)	×	○	○
交換	×	○	○
貸付(有償)	○	○	○
貸付(無償)	×	○	○
担保に供する処分	○※1	×	×
廃棄	×	○	○

※1：当該財産を設定対象とする「担保権設定契約証書」等の写し。

(注) 本様式は、日本工業規格A4判としてください。

(別紙様式)

令和〇年〇月〇日

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○〇〇〇 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）

名 称（団体名、代表者の役職及び氏名） 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための  
助成金に係る財産処分報告書

令和 年 月 日付け第〇〇号文書をもって承認のありました件については、下記のとおり財  
産処分しましたので、報告します。

記

1 処分日

令和 年 月 日

2 処分の方法

3 処分価格

円

4 財産処分に係る書類（添付のとおり）

※（1）財産処分に伴う収入額が記載された通帳（写）等

（2）撤去前の写真

（3）撤去後の写真

（注）本様式は、日本工業規格A4判としてください。

(別記様式第22)  
取消通知第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

認定装備移転事業者  
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)  
代表者 〇〇〇〇 殿

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 〇〇 〇〇 印省略可

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために  
必要な資金に充てるための助成金交付決定取消通知書

【装備移転支援業務規程第17条（1）から（9）までの規定による場合】令和〇年〇月〇日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定された上記助成金については、装備移転支援業務規程第17条第1項の規定により、下記の理由により当該交付決定（又は一部金〇〇〇〇円）を取り消したので、同条第3項の規定に基づき通知します。

【既に取り消し後の助成金額を超える助成金が交付されている場合】併せて、同規定第18条第3項の規定により、既に交付した助成金△△△△円との差額●●●●円の返還を求めるので通知します。返還の期限は、この通知の日から20日とし、下記の口座に振り込み願います。

記

1 交付決定取消の理由

2 助成金取消額（及び返納額）は、次のとおりとする。

助成金交付決定額	円（税抜き）
取 消 額	円（税抜き）
助成金交付残額	円（税抜き）
概 算 払 済 額	円（税抜き）（該当する場合記入）
返 納 額	円（税抜き）（該当する場合記入）

【返納金がある場合の振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義】

### 送金口座 名義：

(フリガナ )

## 金融機関名

(フリガナ )

### 支店名

口座種別

### 口座番号

(別記様式第23)  
(文書番号)  
令和〇年〇月〇日

防衛大臣 殿

東京都新宿区四谷本塩町15番9号  
指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○○ ○○

装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために  
必要な資金に充てるための助成金交付決定取消報告書

令和〇年〇月〇日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定された上記助成金について、装備移転支援業務規程第17条第1項の規定により、下記の理由により当該交付決定（又は一部金〇〇〇〇円）を取り消したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

記

1 交付決定取消の理由

2 助成金取消額（及び返納額）は、次のとおりとする。

助成金交付決定額	円（税抜き）
取 消 額	円（税抜き）
助成金交付残額	円（税抜き）
概 算 払 済 額	円（税抜き）（該当する場合記入）
返 納 額	円（税抜き）（該当する場合記入）

(別記様式第24)  
通知第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

認定裝備移転事業者  
(○○○○○○○○○○○○○○)  
代表者 ○○○○ 殿

指定装備移転支援法人  
公益財団法人防衛基盤整備協会  
理事長 ○○○○ 印省略可

## 装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金に係る返還請求書

令和 年 月 日付け決定通知第〇〇号をもって交付決定の通知をした上記助成金について、装備移転支援業務規程第18条第1（又は2又は3）項の規定に基づき、下記のとおり返還を請求します。

記

1 助成金返還請求額等  
助成金交付決定額 円 (税抜き)

既 交 付 額 四 (税抜き)

## 返還請求額

## 2　返還を請求する理由

### 3 返還期限

## 4　返還方法

下記の口座への振り込みをお願いいたします。

支店名

文治書

座番号 00000000

※ 指定手数料は、認定装備移転事業者に負担していくべき支